



安積町
安田さゆりさん・
直弘さん

郡山市安積町で2024年春にスタートした「やすだ農園」代表の安田さゆりさんは、夫の直弘さんとともに、「一口で笑顔になれるイチゴ作り」に情熱を注いでいます。現在はビニールハウス3棟(計8a)で「とちおとめ」を栽培中。将来的には法人化も視野に入れながら、地域に根ざした農園経営を目指しています。

農業を志したきっかけは、10年前に出会った須賀川市の農園のイチゴ。その感動の味を「自分の手で届けたい」という強い想いが原点でした。とはいえ、農業の道のりは決して平坦ではなく、師匠探しから始まり、右も左も分からない中でのスタート。土づくりから丁寧に学び、ハウス建設のアドバイスを受けながら、着実に歩みを進めてきました。就農認定の取得にも苦労し、「思った以上にハードルが高かった」と振り返っていました。現在は、母・姉・叔母の協力も得ながら、家族

一丸となっておいしいイチゴづくりに取り組んでおり、園のモットーは「笑顔がみえる、幸せ畑。作り手が笑顔で働くことで、食べる人も笑顔になる。」そんな願いがロゴにも込められています。「いずれは郡山市のふるさと納税返礼品として、自慢のイチゴを多くの人に届けたい」と夢を語るさゆりさん。

私生活では、3頭の愛犬(ラブラドル、フレンチブルドッグ、ミニチュアシュナウザー)と過ごす時間も、日々の癒しのひとつ。「毎日の散歩は欠かせない大切な時間」ともおっしゃっていました。

(鈴木雄一農業委員 取材)

会長あいさつ



郡山市

農業委員会会長

佐久間 俊一

日頃より農業委員会の活動等に格別なご支援を賜り心より感謝申し上げます。

現在の農業・農村を取り巻く環境は、高齢化による担い手不足や遊休農地の発生・増加、生産基盤の老朽化、野生鳥獣による被害など、多くの課題があります。また、世界的な人口増加や食料情勢の変化に伴う国内食料安全保障上のリスク、高騰する燃油や生産資材価格などが影響し、農業経営は厳しさが増えています。このような状況下で、農業委員会の主たる任務である、担い手への農地等の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に鋭意取り組み、本市の農業振興にとって何よりも重要である「農地利用の最適化」の実現に向け、関係機関と連携を図り、本市農業の発展に全力を尽くす所存でありますので、今後とも農業者の皆様方のご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和7年度の基本方針と年間活動計画を決定

4月16日、農業委員会定期総会を市役所で開催しました。

議事では、令和7年度の基本方針の決定などについて付議し、原案通り承認されました。

また、郡山市優良農地集積促進員の表彰を行い7名の農地集積促進員が受賞されました。

【受賞者】

影山 広幸 推進委員

小林 正一郎 農業委員

佐久間 俊一 農業委員

藤田 稔 農業委員

古川 弘作 農業委員

細山 文昭 前農業委員

松川 延安 農業委員



佐久間会長から表彰を受ける影山推進委員

議案第1号

令和7年度郡山市農業委員会基本方針について

【基本方針（抜粋）】

「本市農業委員会は、主たる任務である「農地利用の最適化」をさらに加速し、「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る」運動を推進しつつ、地域計画に基づき、食料の安定供給のための持続的に保全すべき優良な農地の維持とその有効利用を図り、これから100年、さらにその先に向け、引き続き、本市農業の発展に貢献する。

議案第2号

令和6年度農地利用の最適化の進捗の状況その他事務の実施状況について

議案第3号

令和7年度最適化活動の目標の設定について



活動計画等は郡山市ウェブサイトでご覧いただけます。

受賞おめでとうございます （郡山市農業賞・農業奨励賞）

令和7年1月、「令和6年度郡山市農業賞及び郡山市農業奨励賞」表彰式（主催：郡山市）が市役所で行われました。

【郡山市農業賞】

安藤 嘉行 様
伊藤 正喜 様

（有）アグリサービスあさか野 様

【郡山市農業奨励賞】

（株）しのや 様

受賞者の皆様、誠におめでとうございます。



（上段左から）（株）しのや 代表取締役 篠原祐太郎様、生方宏幸様、鈴木隆弘様、熊坂直人様、鈴木哲也様
（下段左から）品川前市長、伊藤正喜様、安藤嘉行様・美和子様、（有）アグリサービスあさか野 代表取締役 鈴木一弘様、熊坂良治様、佐藤市議会議長

地域計画の地域での話し合いについて

令和7年2月に地域の将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」が定められました。この計画は、地域の話し合いのもと随時見直し(更新)をする必要があり、対面での話し合い(協議の場)を各地区で予定しています。皆さんの意見を計画に反映させるため、協議の場への参加をお願いします。

令和7年度 地域計画の更新に関する協議の場について

No.	地域名	月 日	会場名	No.	地域名	月 日	会場名
1	大槻	8月1日(金)	大槻ふれあいセンター	8	日和田	8月21日(木)	J A福島さくら日和田総合支店
2	東部	7月29日(火)	東部地域公民館	9	富久山	8月22日(金)	富久山総合学習センター
3	安積	7月31日(木)	安積総合学習センター	10	湖南	7月25日(金)	湖南行政センター
4	三穂田	7月24日(木)	三穂田ふれあいセンター	11	熱海	8月25日(月)	ほっとあたま
5	逢瀬	8月4日(月)	逢瀬公民館	12	田村	8月26日(火)	田村公民館
6	片平	8月5日(火)	片平ふれあいセンター	13	西田	8月28日(木)	西田公民館
7	喜久田	7月28日(月)	喜久田ふれあいセンター	14	中田	8月29日(金)	中田ふれあいセンター

※時間はNo.10【湖南】18:00～19:30、それ以外はすべて18:30～20:00です。

農地利用状況調査の実施について

農業委員会では限りある農地を有効に活用するため、農地法第30条第1項の規定に基づき、農業委員・農地利用最適化推進委員が郡山市内にある農地の利用状況調査を実施します。7月～9月の間に農地の状況を確認するため農地に立ち入らせていただくことがありますので、御理解と御協力をお願いいたします。

園芸カレッジ生を紹介します

園芸振興センターでは、農業の後継者を育成することを目的に、1年間を通じて園芸作物の栽培技術を学ぶ「こおりやま園芸カレッジ」を開講しています。今年は3名の研修生が就農に向けて研修しています。

東京出身の伊藤さんは、学生時代に訪れた縁で、逢瀬地区での就農を目指して研修しています。二瓶さんご夫妻は、2人で新しいことに挑戦したいとご夫婦で研修されています。若い皆さんが地域の担い手として活躍できるよう、応援していきましょう。



左から伊藤さん、二瓶さんご夫妻



各自希望する品目に加え、様々な品目の研修や座学による研修を1年間行います。

【問】園芸振興センター
☎ 957-2880

農業者紹介

みやけ まさよし
三宅 正芳さん(湖南町)

福良地区で注目を集めている農業者、三宅正芳さん。地元では「ちょっと変わったイケオジ」として知られる存在です。中学・高校時代には実家の農作業を手伝いながら、社会人としては会社経営の道へ。そして6年前、両親の引退をきっかけに農業の世界に飛び込みました。現在は、水稻9ha、そば1.2ha、菜種1.2haを栽培する認定農業者として活動しています。「農業は長期的に見ても面白い」と話す三宅さんのスタイルは、とても合理的。収入目標から逆算してコストを管理し、作業効率や維持管理費も数値でしっかりと把握。乾田直播やカルパーコーティング、無代掻きといった最新技術も積極的に導入しています。一方で、気候変動の影響や自然の厳しさも日々実感しており、そうした不確実な環境の中で農業を続けるには、より効率的で持続可能な仕組みが必要だと感じています。「農家方に伝えたいことは何ですか?」と尋ねると、「作物を作るだけじゃなく、経営をやらなきゃダメなんだよ」と一言。その言葉には厳しさとともに、地域農業への深い愛情と責任感が込められています。冷静な分析力と熱い信念を持ち、現場の最前線で誰よりも行動し続ける三宅さん。その姿は、「地域の農業を守るとはどういうことか」という問いに、一つの答えを示してくれています。

(齋藤幸江推進委員 取材)



農地中間管理機構による売買特例事業のご紹介

農業経営基盤強化促進法に基づき、農地中間管理機構(農地バンク)が農用地等を買入れ、担い手へ売り渡す事業(売買特例事業)が始まりました。認定農業者等の担い手の農業経営の規模拡大、農地の集団化及び農地保有の合理化を促進し、地域計画の達成に資することを目的に実施するもので、要件を満たせば様々なメリットがあります。



メリット

- ・要件を満たせば、税の優遇措置が受けられます。
- ・所有権移転の登記は農地中間管理機構が行います。

留意事項

- ・売人、買人ともに手数料がかかります。
- ・贈与、交換は対象外となります。
- ・申出から登記完了、土地代金の支払いまで4~5か月程度かかります。



詳しい要件や手続き方法については、事務局へお問い合わせください。
申出に必要な様式や資料はウェブサイトからダウンロードできます。

郡山市農業法人連絡会

令和3年に設立された郡山市農業法人連絡会は、今年で設立5年目を迎えました。昨年は愛知県と静岡県に1泊2日で視察を行ったり、茨城県の久松農園の久松氏を招いて意見交換を行うなど、積極的に活動しています。

現在は33の会員が所属し、4月には新会長が誕生しました。会員の情報や活動内容については、ウェブサイトに掲載していますので、ぜひご覧ください。

郡山市農業法人連絡会 会員名鑑 2024



GOALS



郡山市農業委員会

農業法人321連絡会



静岡県での視察研修の様子

会員名鑑をリニューアルしました。ウェブサイトからご覧いただけます



郡山市民食糧問題懇話会 主催 さつまいも収穫祭

学校農園奨励事業(さつまいも苗の無料配布により学校農園を奨励)の特別編として、令和6年10月に「さつまいも収穫祭」を富久山西幼稚園で開催しました。当日は、農業委員と一緒に芋ほりイベントやキッチンカーによる焼き芋の振る舞い、畑中料理研究所の畑中先生によるさつまいも料理の紹介などを行い、子どもたちと楽しい時間を過ごしました。

今年度も128の学校や幼稚園等に合計9,278本のさつまいも苗を配布しました。事業を通じて子どもたちに栽培・収穫の喜び、食の楽しさを体験してもらいたいと思います。

【問】郡山市民食糧問題懇話会事務局 ※農業委員会事務局内
☎924-2481



富久山西幼稚園での収穫祭の様子

郡山農業青年会議所 主催 キッズガーデンアートコンクール

幼少期の情操教育に役立てていただくことを目的に、市内の幼稚園や保育園に野菜苗を提供する「キッズガーデン」を実施しています。また、子どもたちが野菜を育てる体験を通して感じたことを絵や写真で表現した「アートコンクール」も開催しています。

R6年度 受賞作品集はWEBからご覧ください♪

★新規会員を随時募集しています。

本会の活動に興味がある方は、ぜひお問い合わせください。

【問】郡山農業青年会議所事務局 ※農業委員会事務局内
☎924-2481

R6年度 受賞作品



R6年度作品集や
本会の活動はこちら▶



農地に関するQ&A

Q 農地に家を建てたいのですが、
どのような手続きが必要ですか？

A 農地を農地以外の用途（資材置場、住宅、農業用施設等）で利用するには、農地転用の許可申請または届出が必要です。農地の場所によっては、転用ができない場合があります。農業者がその者の農地に2a（200㎡）未満の農業用施設を設置する場合は、農地転用の手続きは必要ありませんので、農業委員会までご相談ください。

Q 農地改良を行いたいのですが、
どのような手続きが必要ですか？

A 水はけの悪い農地に良質な土を入れて利用価値を高めたり、田から畑へ転換するなど、農地改良行為を行う場合で一定の要件を満たす場合は、農業委員会への届出が必要です。

要件を満たさない場合や建設残土等の処分のみを目的とした土砂等の搬入の場合は、農地転用（一時転用）の許可を得る必要があります。また、農地における盛土等も盛土規制法の許可が必要となる場合があります。

Q 一時的に農地以外の用途に
利用する場合も、手続きが
必要ですか。

A 必要です。
農地を一時的に資材置場、砂利採取、工事用仮設道水路として利用したり、農地造成（農地の嵩上げ）等を行う場合も転用となり、許可が必要となります。

Q 農地の地番や位置を
知りたいのですが。

A 「eMAFF 農地ナビ」を
ご活用ください。

インターネット上で農地情報
（農地の所在や地目、面積等）を
閲覧・確認することができます。
<https://map.maff.go.jp/>



熱中症対策の強化について

近年の猛暑の影響で増加している重篤化した熱中症による死亡事故を防ぐため、令和7年6月1日から「体制整備」・「手順作成」・「関係者の周知」が事業者には義務付けられました。

詳しくは、
ウェブサイトを
ご覧ください。



「職場における熱中症対策」で検索
または、厚生労働省HP ([mhlw.go.jp](https://www.mhlw.go.jp)) サイト内検索より
「<https://www.mhlw.go.jp/content/001476821.pdf>」入力



農業委員会からのお知らせ



農業相談日をご利用ください



農地の売買や貸し借り、農地の転用、新規就農、その他農業に関することについて、地区の農業委員や農地利用最適化推進委員との相談会を毎月開催しています。

相談を希望される方は、相談内容を事前に農業委員会事務局または各行政センターまでお知らせください。

農業相談日(令和7年度)	
8月18日(月)	12月17日(水)
9月17日(水)	1月19日(月)
10月20日(月)	2月18日(水)
11月19日(水)	3月17日(火)

◆場所 各行政センター、農業委員会事務局(旧市内、富田・大槻地区)

◆時間 午前10時 ※地区ごとに日時を変更する場合があります。事前にお問い合わせください。

農地の売買や転用には手続きが必要です！



農地の売買や転用などを行う場合は、農業委員会への許可申請や届出が必要です。許可などの農地審議は、月1回開催する総会で行いますので、手続きの際は申請等の締切日にご注意ください。

許可申請等 締切日	農業委員会総会 開催日	許可書等交付予定日	
		農地権利移動の許可 農地転用の許可※1	農地転用の許可※2
8月28日(木)	9月18日(木)	9月22日(月)	9月26日(金)
9月29日(月)	10月21日(火)	10月23日(木)	10月28日(火)
10月28日(火)	11月20日(木)	11月25日(火)	11月27日(木)
11月28日(金)	12月18日(木)	12月22日(月)	12月26日(金)
12月23日(火)	令和8年 1月20日(火)	令和8年 1月22日(木)	令和8年 1月28日(水)
令和8年 1月28日(水)	2月19日(木)	2月24日(火)	2月26日(木)
2月26日(木)	3月18日(水)	3月23日(月)	3月26日(木)
3月27日(金)	4月中旬	4月中旬～下旬	4月下旬

※1 農地権利移動の許可(農地法第3条)、農地転用の許可(転用面積が30a以下の農地法第4条・第5条)

※2 農地転用の許可(転用面積が30a超4ha以下の農地法第4条・第5条)

※3 農地中間管理機構特例事業(売買)については、毎月15日(閉庁日の場合翌開庁日)が申出の締切になります。(事業の詳細は4ページをご覧ください。)



許可を受けずに農地を耕作以外の用途に使用している場合は違反転用となりますので、ご注意ください。

※罰則(農地法第64条、67条)

①違反した個人に対し、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金。

②違反した法人に対し、1億円以下の罰金。その行為者に対し、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金。

編集後記

自然豊かなこの静かな町が、将来消滅するかもしれない――

過疎地域に漂う諦めや悲壮感を、吹き飛ばすような米の価格高騰が続き、最近では農業を志す若者も増えていくと聞きます。

苦しい時代を耐え、美しい田園風景を守り続けてくれた親世代のおかげで、大好きな景色と帰る場所があったのです。若手と呼ばれて十数年も経てば、そのバトンを迷いなく受け取る時が来たようです。今できる限りの基盤整備を進め、次世代へ引き継ぐことで、経営が成り立つ農業へ繋がります。地域の皆様のご協力に深く感謝し、この場を借りて御礼申し上げます。「ここを森にしちゃいけない」その言葉を、胸に刻んで。

情報活動強化対策専門委員 齋藤 幸江



“キラリ農業☆” 女性の活躍紹介

のどかな田園風景が広がるこの田村の地で、50年ものあいだ、夫婦で農業に取り組んできた吉田洋子さんをご紹介します。嫁いだことをきっかけに農業の道を歩みはじめ、水稻と葉タバコの栽培からスタート。当時は慣れない作業に戸惑いながらも、試行錯誤と努力を重ね、着実に歩みを進めてきました。現在は、水稻2haとイチジク50aを栽培、特に4年前から始めたイチジクは、ご夫婦にとって新たな挑戦でした。新たな作物に手探りで向き合いながら、昨年ついに加工用イチジクとしての出荷に成功。

今では農協や道の駅での販売を通じて、地域の方々にも親しまれています。

毎日の農作業は、体力的に決して楽ではない日々の中、「やらずに後悔はしたくない。できる限りのことをやろう。」との強い思いで取り組んでいるようです。特筆すべきは、ご主人が毎日欠かさずつけている農作業の日記。その丁寧な記録が、翌年の栽培に活かされているようです。洋子さんは、これまでの体験から「農業は自分の工夫次第で成果が変わる。そこに大きなやりがいと面白さがある。」と、話されていました。また、長男夫婦や孫たちの存在も大きな励みのひとつで、これからも家族の支えとともに、無理のない範囲で、自分たちらしい農業を続けていきたいとも語っていました。

(先崎孝太郎農業委員 取材)



吉田 洋子さん

わが家の味「ネギと納豆の焼き稲荷」

材 料 ◆ ひきわり納豆…3パック(120g)(練りからし、タレ付きのもの)
(4人分) ◆ 長ネギ…1/2本(50g) ◆ 油揚げ…4枚

作り方

- ① ひきわり納豆をボールに入れ、よくかき混ぜてから練りからしとタレを混ぜる。
- ② 長ネギを細かく刻み、①と混ぜ合わせる。
- ③ 油揚げを横半分に切り、裏返す。(フライパンで焼いた時、焦げにくい)
- ④ 裏返した油揚げに②の具材(大さじ1程度)を詰める。
- ⑤ フライパンに④を並べ、中火で両面がきつね色になる位まで焼いたら出来上がり。

(藤田稔農業委員 取材)



熱海町
橋本和江さん

納豆の栄養を損なわない為にも
焼きすぎに注意。



日本の結婚式をしよう

「私たちらしい結婚式を」
こだわりとおもてなしを詰め込んだ
お二人の想いを形に

 郡山ビューホテル
  郡山ビューホテル アネックス
 プライダルサロン「ティアラ」 ☎024-939-1113

ホームページ



コンセプトムービー





アンケートに
ご協力を
お願いします。

★ 農業委員会だよりへのご意見・ご感想をお寄せください ★

郵 送：〒963-8601 郡山市朝日一丁目23-7 郡山市農業委員会事務局 宛
メー ル：nogyo@city.koriyama.lg.jp

※各地区の農業委員・農地利用最適化推進委員も、ご意見・ご相談をお受けします。

農業委員会に関する情報は、
郡山市ウェブサイト <https://www.city.koriyama.lg.jp> からご覧いただけます。



このパンフレットは、環境にやさしい
植物油インキとFSC®認証紙を使用しています。
紙へリサイクル可。